

生活衛生 おかやま

題字：岡山県知事 伊原木隆太

第69号
編集・発行

(公財)岡山県生活衛生営業指導センター

理事長 中嶋 實人

岡山市北区内山下1-3-7

TEL・FAX (086) 222-3598

<http://okayama-seiei.or.jp/>

コロナ禍における生活衛生営業



(公財)岡山県生活衛生営業指導センター

理事長 中嶋 實人

日頃から、当指導センターの運営、事業推進については、御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年来、生活衛生業界は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、深刻な打撃を受け、経営面、衛生面など影響が多くなっている状況であります。また、消費者皆様の生活様式の変化等により、生活衛生業としては、その在り方やサービス内容を変更するなど、経営環境が変動してきております。

このような中、当指導センターでは、感染拡大防止の取り組みと、生活衛生業の今後の業績向上、振興を目指して、引き続き、新型コロナウイルス緊急対策として、経営支援相談事業、各種助成金・協力金等の情報提供などを積極的に実施し、多くの県内生活衛生営業者の皆様への支援をしております。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けては、ワクチン接種の早期の実施に期待感を持っているところであり、国において万全の対策を講じていただけるものと思っており、当センターとしてもできる限りの協力は惜しまないところであります。

現状、生活衛生業界全体は、依然として厳しい状況が続いておりますが、今が踏ん張りどころです。当センターとしましても、行政当局を始め、関係機関、各生活衛生同業組合の皆様方の御協力を頂きながら、生活衛生関係営業者を支援してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

岡山県 デルタ株特別警戒期間 (8月12日改定版)

2021. 8. 12

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

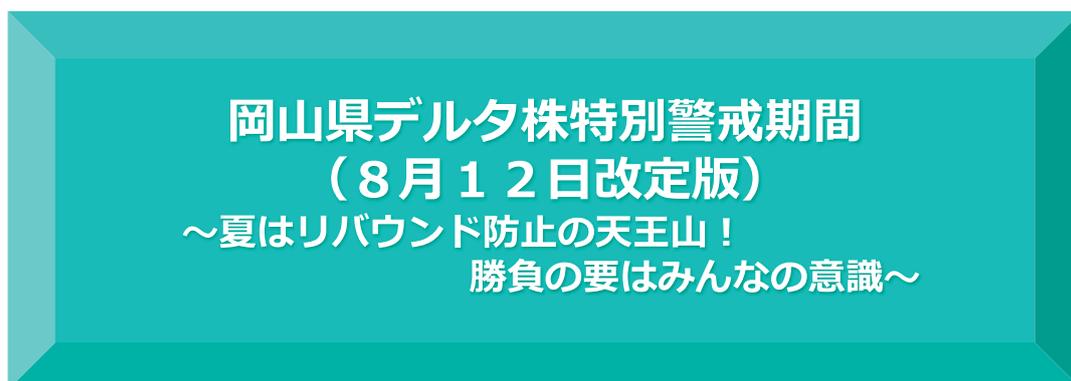
主な変更点

■重点強化区域（倉敷市）の飲食店等への要請【新規】

デルタ株特別警戒期間（8月5日改定版）	→ デルタ株特別警戒期間（8月12日改定版）
—	<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月14日（土）から8月31日（火）まで ○5時から20時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から19時までの要請 ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 <p style="text-align: right;">（法第24条第9項）</p>

■重点強化区域（岡山市）の飲食店等への要請

デルタ株特別警戒期間	→ デルタ株特別警戒期間（8月12日改定版）
<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月4日(水)から8月31日(火)まで ○5時から21時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から20時までの要請 <p style="text-align: center;">（法第24条第9項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月4日(水)から8月13日(金)まで ○5時から21時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から20時までの要請 <p style="text-align: center;">（法第24条第9項）</p>
—	<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月14日(土)から8月31日(火)まで ○5時から20時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から19時までの要請 <p style="text-align: center;">（法第24条第9項）</p>



① 期 間 8月4日(水)～8月31日(火)

② 区 域 岡山県全域
うち重点強化区域 岡山市、倉敷市

●県民の皆様へ

- 夏を乗り切る！5つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」を遵守すること
- 外出する必要がある場合には、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 夜間の不要不急の外出は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 熱中症に注意しながら、エアコン使用中もこまめに換気をする
- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください

● 事業者の皆様へ

- 発熱や風邪症状などの症状がみられる従業員の出勤を停止すること
- 業種別ガイドラインの遵守
- 夏を乗り切る！5つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」の遵守と周知
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業[※]の認証取得に努めること

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。

令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

ホームページ：<https://www.okayama-ninsho.jp>

コールセンター：086-222-5611（平日9:00～17:00）

● 重点強化区域（岡山市）の飲食店等の皆様へ

<時短要請協力金（第5期）対象>

期間	令和3年8月4日（水）から8月13日（金）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容	【特措法第24条第9項に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時から21時までに短縮、酒類の提供は11時から20時まで） ○ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサポ岡山」の活用
要請内容	

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を働きかけ

●重点強化区域（岡山市、倉敷市）の飲食店等の皆様へ

＜時短要請協力金（第6期）対象＞

期間	令和3年8月14日（土）から8月31日（火）まで
対象施設	<p>【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 結婚式場</p>
実施内容	<p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時から20時までに短縮、酒類の提供は11時から19時まで） ○ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサポ岡山」の活用

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を働きかけ



© 岡山県「ももち」



© 岡山県「うらっち」

- ★ 外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を
- ★ 屋外でのバーベキューなどを含め、会食は **4** 人以下2時間以内で、
家族や毎日顔を合わせている人たちと
- ★ 引き続き **3** 密回避を
- ★ お盆や長期休暇の帰省、旅行など、感染拡大地域との往来は避け、
移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて
- ★ ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る
みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※ 1 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

※ 2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

思いやりのルール「夏のマスクコード」
—スマートなON・OFFで感染&熱中症予防—



～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
 医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○ **話すときは「マスク会話」**

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○ **食事の際は「マスク会食」**

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○ **おうちでマスク**

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外して熱中症予防を！

● **県内でのイベントの開催について**

- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントは、県へ事前相談すること
- 次の収容率、人数上限を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること

人数上限	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
収容率	大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント 等

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること

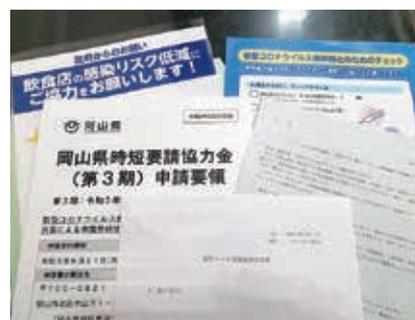
新型コロナウイルス 感染症、感染防止対策の勉強会・相談会開催！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための勉強会・相談会を開催しました。また、岡山県時短要請協力金等の支援策の申請等の説明も実施し、多くの各組合の参加でした。

感染症拡大防止はもとより、県、各市町村の事業所への支援策についても、各ホームページで確認できますのでご利用ください。

〈勉強会・相談会〉

6/17(木)	ピュアリティまきび	新型コロナウイルス感染防止対策
6/23(水)	〃	〃
6/28(月)	〃	〃
7/7(水)	メルパルク岡山	時短要請協力金及び各種助成金
7/14(水)	倉敷市美術館	〃
7/21(水)	メルパルク岡山	〃



勉強会の様子

8月12日改訂版

要請地域:岡山市

岡山県時短要請協力金(第5期)

要請期間 令和3年8月4日(水)から令和3年8月13日(金)

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月3日(火)以前から営業していること)
- 2 元々の営業時間が5時~21時を超えている飲食店等が営業時間を5時~21時まで短縮し、かつ、酒類の提供を11時~20時までとすること
- 3 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力すること
(※遅くとも8月7日(土)から開始すること)
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超~25万円未満 (年間:3,042万円超~9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額:
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額

※中小企業等も大企業の方式を選択可

受付開始:令和3年8月下旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



申請方法

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 第1~4期の時短要請協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。

※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

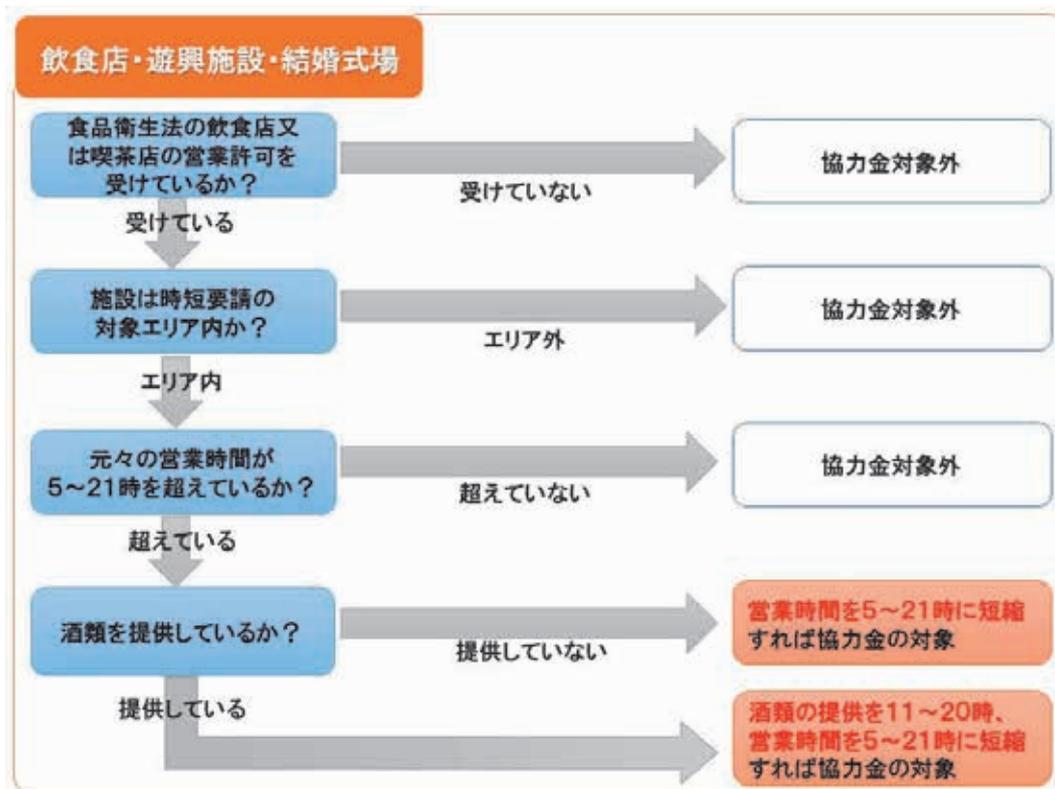
岡山県 時短要請協力金 コールセンター
TEL 086-201-2199 受付時間 9:00~18:00 (土日・祝日は休み)



●飲食店等への要請(岡山市)

期間	令和3年8月4日(水)から8月13日(金)まで
対象施設	【飲食店等】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】結婚式場
実施内容	(特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間の短縮(通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は11時から20時まで) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用
要請内容	

岡山県時短要請協力金(第5期)対象フロー図



要請地域:岡山市・倉敷市

岡山県時短要請協力金(第6期)

要請期間 令和3年8月14日(土)から令和3年8月31日(火)

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月13日(金)以前から営業していること)
- 2 元々の営業時間が5時~20時を超えている飲食店等が営業時間を5時~20時まで短縮し、かつ、酒類の提供を11時~19時までとすること
- 3 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力すること
※遅くとも8月17日(火)から開始すること
※第5期の要請に協力していた店舗については、8月16日(月)までは、第5期の要請(21時までの時短・酒類の提供は20時まで)に継続して協力し、遅くとも8月17日(火)から開始すること
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

(1店舗あたり)

<中小企業等(売上高方式)>

<大企業(売上高減少額方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額	1日あたりの支給額: 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円	
8万3,333円超~25万円未満 (年間:3,042万円超~9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割	※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)	※中小企業等も大企業の方式を選択可

受付開始:令和3年9月上旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



申請方法

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭にて、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『**写真を保存**』しておいてください。
- 第1~5期の時短要請協力金とは**別に申請が必要です**。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。

※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間 9:00~18:00 (土日・祝日は休み)



●飲食店等への要請(岡山市・倉敷市)

期間	令和3年8月14日(土)から8月31日(火)まで
対象施設	【飲食店等】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】結婚式場
実施内容	(特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時から20時までに短縮、酒類の提供は11時から19時まで) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 要請内容 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用

岡山県時短要請協力金(第6期)対象フロー図



岡山県からのお知らせです **食品を取り扱う事業者のみなさんへ**

食品の営業許可制度が変わりました

(令和3年6月)

改正のポイント

- ① 許可が必要な業種が変わりました
- ② ①以外の食品を取り扱う事業者は **保健所への届出が必要です** (一部業種除く)

業種について
詳しくはこちら→
(岡山県HP)




- ③ **HACCP(ハサップ)**に沿った衛生管理の導入が必要です



HACCP(ハサップ)とは

厚生労働省が認めた「業種別手引書」を参考に、衛生管理計画を立てて、普段どおりの管理を行い、簡単な記録を残すことです。



©岡山県
「ももっち」

専用の相談窓口を開設しています
(岡山市の方は市保健所にご相談下さい)

HACCPについて
詳しくはこちら→
(岡山県HP)



● **HACCP相談窓口 Tel: 086-246-6261**

利用時間：平日9時～16時 (12～13時は除く)

岡山県 HACCP 検索

問い合わせ：岡山県生活衛生課 Tel:086-226-7338

今、気をつけたい食中毒

カンピロバクター食中毒



食べてから1～7日で発症し、下痢や腹痛などを起こします。感染後に手足が麻痺したりするギランバレー症候群を起こすこともあり、注意が必要です。

食鳥処理業者・卸売業者のみなさんへ

飲食店等に鶏肉を卸す際は加熱が必要である旨を、「加熱用」、「十分に加熱してお召上がりください」、「生食用には使用しないでください」などの表示や商品規格書への記載により、確実に情報伝達してください。

飲食店営業者のみなさんへ

鶏肉は、**生または加熱不十分な状態で、お客さまに提供しない**ようにしてください。新鮮なお肉でも食中毒のリスクがあります。器具の使い分け、手指や器具の洗浄・消毒も重要です。

県民のみなさんへ

食中毒予防の三原則



©岡山県「ももっち」

菌をつけない

- 基本は手洗い!! 作業開始前、トイレの後、生の肉・魚・卵を触った後、盛りつけの前はしっかり手を洗いましょう。
- 生の肉・魚からの汚染に注意! 器具は使い分け、洗浄・消毒を行い、食材は衛生的に保管しましょう。

菌を増やさない

- 調理から食べるまでの時間はなるべく短くしましょう。長時間放置は事故のもと!!
- すぐに食べない食品は冷蔵庫で保管しましょう。加熱調理したものは、小分けや氷冷ですばやく冷ましましょう。

菌をやっつける

- お肉の生食は危険です。中心までしっかり加熱しましょう。中心温度計があれば便利です!
- 冷凍処理で凍死するアニサキス、新鮮な肉ほど危ないカンピロバクター。正しい知識で食中毒をやっつける!

岡山県・保健所

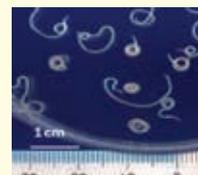


アニサキス食中毒

アニサキス幼虫（寄生虫）が寄生している生鮮魚介類を生で食べることで、アニサキス幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒を起こします。数時間から十数時間後に激しい痛みや嘔吐などを生じます。

飲食店営業者・魚介類販売業のみなさんへ

- 新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除いてください。
- 刺身で提供する鮮魚は、目視で確認して、アニサキス幼虫がないことを確認してください。
- 冷凍（-20℃で24時間以上冷凍）または、加熱（60℃では1分、または70℃以上）をすることで殺すことができます。



厚生労働省ホームページより <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042953.html>

岡山県内の飲食店の皆さま

第三者認証制度がスタートします！



素材自慢、腕自慢、味自慢。
これからは
感染対策も自慢です。

晴れの国、安全安心飲食店

安全・安心の岡山の外食文化を
オール岡山で守りましょう。

岡山県が定める感染防止対策を講じている飲食店を認証します

認証希望 飲食店の 申請受付中

●風営法の適用店や接待を伴う飲食店、テイクアウト専門店、スーパー・コンビニエンスストアのイートイン等、認証の対象にならない営業形態があります。

第一期申請受付期間

令和3年 (2021年) 8月2日月 ~ 令和3年 (2021年) 10月31日日

●第二期申請受付期間：令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)(予定)

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

申請の意向確認に
ご協力いただき
ありがとうございます。

回答フォームはこちらから [クリック](#)

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業 コールセンター

TEL.086-222-5611

受付時間：9：00～17：00（平日のみ）

※電話が込み合っかかりにくい場合があります



生衛組合だより

岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合

☆3カ月ぶりに京橋朝市開催!☆

毎月第1日曜に開催される備前京橋朝市が3カ月ぶりに7月4日に催され、喫茶飲食組合からも12店舗が出店しました。何と言っても、来場者と出店者が「やあ、久しぶり?お元気でしたか?」と会話を楽しみながら、買い物できることが魅力の京橋朝市。

また、出店組合員同士で、時短要請期間の悩みごとや、制度化されたHACCPの取組についてなどの情報交換も盛んに行われました。

これからも、地域密着産業である生衛業の一端として、喫茶飲食組合は京橋朝市出店事業を継続していきます。

どうぞ、早起きしてお運びください!



生活衛生同業組合は 経営をサポートします!!

1

保険料掛金の節約

- 総合賠償共済制度
 - 生命傷害共済制度
 - 火災共済制度
 - 自動車総合共済制度 など
- (注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

2

講習会 無料参加

- 各業の技術講習会
- 各業の衛生管理セミナー
- 経営セミナーなど



3

いち早い 情報の入手

HACCPへの対応、規制緩和、食中毒など組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



保険料の安い**団体保険制度**への加入がお得です

美容組合の例

美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間**1,600円**
- 身体賠償は1名につき**5,000万円**まで。1事故につき**1億円**まで。
- 財物賠償は1事故につき**300万円**まで。※受託物は500万円まで。



飲食業組合の例

全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

●年間売上高5,000万円以下の一般飲食店・居酒屋の場合

エコミー
プラン

食中毒賠償事故のみ補償
年間**2,300円**の掛金で**5,000万円**まで補償
(月々の掛金はわずか**192円**)
※オプションで休業補償も追加できます

ワイド
プラン

食中毒賠償事故+生産物賠償事故(財物賠償)+施設・昇降機賠償事故+受託物賠償事故+人格権侵害・宣伝障害
年間**5,500円**の掛金で、**5,000万円**まで補償(W型)
※オプションで休業補償も追加できます



◆団体保険制度の詳細は、各組合事務所にお問い合わせ下さい。

生活衛生同業組合はお店の味方です。組合に入ると確定申告や各種協力金等の申請お手伝いができる仕組みがあります。お気軽にお問い合わせください。